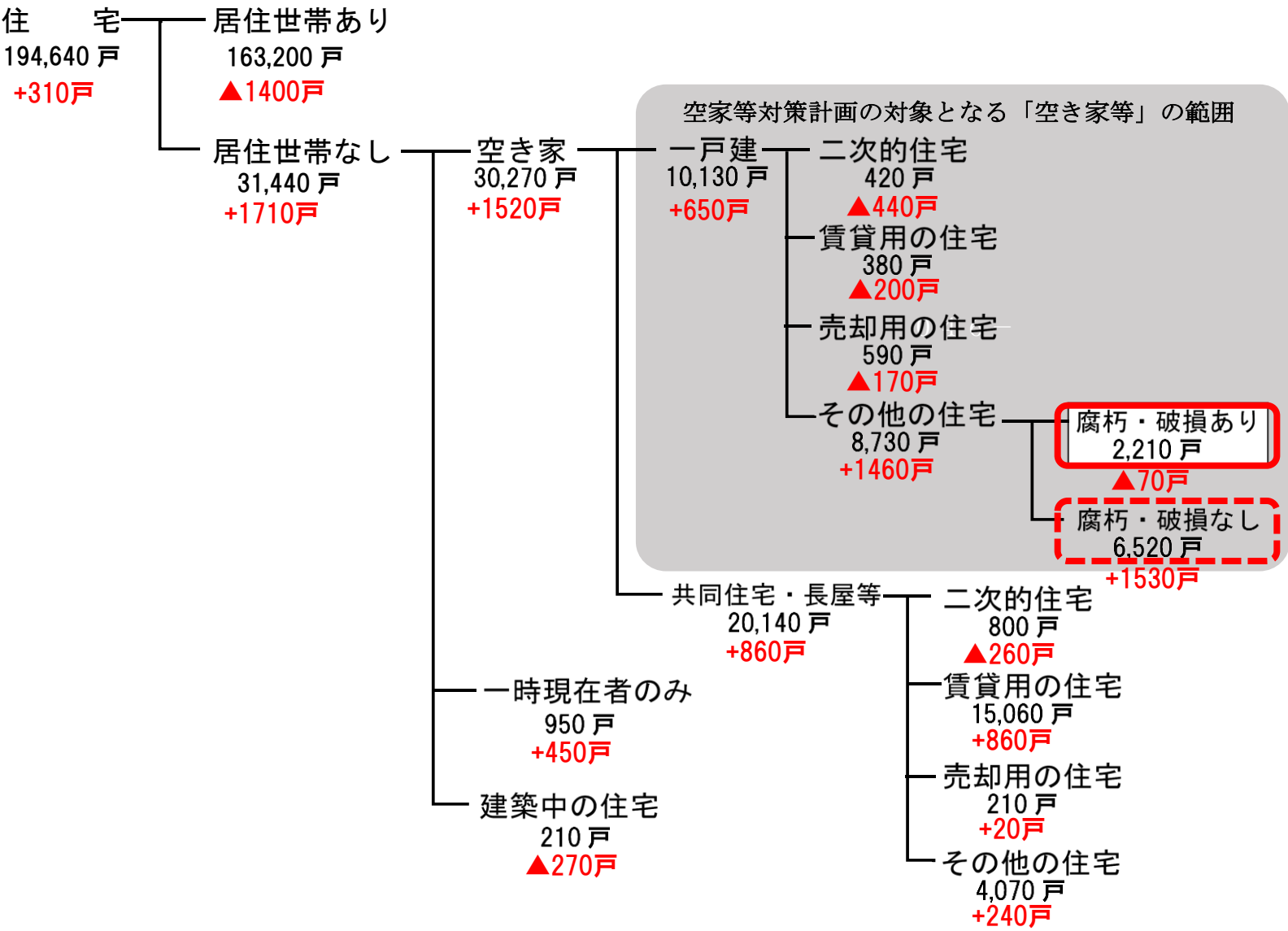




(2)本市における空き家の現状について

横須賀市の空家の状況について

(令和5年住宅・土地統計調査)



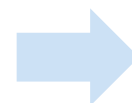
空き家の通報件数と指導中案件について

■令和6年4月1日～令和7年3月31日までの通報件数

○新規 147件
○再通報 97件



計244件



■新規通報地区別件数

○追浜 11件
○田浦 9件
○逸見 8件
○本庁 36件
○衣笠 18件
○大津 14件
○浦賀 16件
○久里浜 9件
○北下浦 7件
○西 19件

■市民からの新規通報内容

○草木の繁茂・越境 73件
○建物の老朽化・破損 40件
○外構・設備等の老朽化・破損 14件
○その他 26件

■指導中案件数（令和7年3月31日時点）

○所有者調査中 50件
○指導中 407件

特定空家等及び管理不全空家等について

■特定空家等とは（空家等対策の推進に関する特別措置法第二条第2項）

以下のいずれかの状態にあると認められる空家 等

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

■管理不全空家等とは（法第十三条）

適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある空家等のこと。

（令和5年12月の法改正により新設）

本市では、「管理不全空家等及び特定空家等の判断表」（資料2－1）を用いて特定空家等、管理不全空家等及び管理の行き届いていない空家等の分類を行っています。

特定空家等及び管理不全空家等の判断基準の運用について

■指導中案件について判断表による判定を実施（令和6年度の新規指導物件）

○R6指導物件 104件



○判断表による判定あり 15件

○判断表による判定なし 89件

（樹木の越境等のみで倒壊等の恐れがない物件）



○特定空家 1件

○管理不全空家 2件

○管理の行き届いてない空家 12件

■判断基準運用における課題点

- ・ 樹木等に覆われて、建物全容が見えないケースがある
- ・ 定期的に判断の更新が必要

本市における空き家の主な課題について

- 空き家に関する情報提供をお願いする文書を所有者等に送付しても連絡がない。
- 改善指導に応じない、遠方で管理が難しいといった理由で、対応が進まない。
- 所有者等に解体する気持ちがあっても解体する資金を捻出できない人がある。
- 管理責任を問いたくても、相続人の把握や合意形成が進まない。
- 所有者等が亡くなった後、相続人がおらず、所有者等がいない空き家が存在する。
- 相続されているのに適正に登録されていないケースが非常に多い。
- 登記簿の住所が古い、転居先がすぐに分からない、所有者が何人もいる（相続未登記）などで、空き家の所有者に連絡が取れない。

本市における空き家対策事業について

■空き家に対する解体助成制度（資料2－2参照）

地域の安全確保や良好な景観形成を推進するため、老朽化し危険性のある空き家等の解体に対し補助金を交付しています。一定の基準を満たす建物が対象となり、除却工事費用の一部を市が支援することで、円滑な空き家の解消とまちの活性化を図っています。

□空き家解体費用補助金
（上限金額：35万円）

10件／10件（令和6年度実績）

□旧耐震空き家解体費用補助金
（上限金額：15万円）

19件／25件（令和6年度実績）

令和7年度

横須賀市

空き家の解体工事費用に対する補助金



法人も申請することが可能です

横須賀市では、所有者等が実施する空き家の解体工事費用に対する補助を行っています。

対象となる空き家の老朽度や築年数などによって、2種類の補助金があります。いずれも工事の着手前に補助金の申請が必要になりますので、補助金をご利用になる場合は、事前にまちなみ景観課へお問い合わせください。

「老朽化」や「傷み」が激しい空き家なら

空き家解体費用補助金

補助金額
解体工事費用の1/2
補助上限額
35万円

補助金の対象となる空き家
・市職員による老朽度判定の結果、所定の点数を上回る市内に所在する空き家（住宅）
◆横須賀市内の解体工事事業者（本店の住所が市内）による解体工事を令和8年3月13日までに完了し、報告書を提出する必要があります
◆解体工事の着手前に、建物の所有者等が補助金の申請を行ってください（工事開始後の場合、補助は受けられません）

予定件数
10件

旧耐震基準（昭和56年5月以前の建築）の空き家なら

旧耐震空き家解体補助金

補助金額
解体工事費用の1/2
補助上限額
15万円

補助金の対象となる空き家
・旧耐震基準（昭和56年5月以前）により建築され、その後耐震改修がされていない市内に所在する空き家（住宅）
・過去3年以上使用していない空き家（住宅）
◆横須賀市内の解体工事事業者（本店の住所が市内）による解体工事を令和8年3月13日までに完了し、報告書を提出する必要があります
◆解体工事の着手前に、建物の所有者等が補助金の申請を行ってください（工事開始後の場合、補助は受けられません）

予定件数
25件

同一の建物に対して2種類の補助金を併用することはできませんが、一人の申請者が所有する複数の空き家を解体する場合は、それぞれの空き家に対して個別に補助金を申請することが可能です。

法人も申請することが可能です。

お問い合わせ

横須賀市役所 都市部
まちなみ景観課
046-822-8087

本市における空き家対策事業について

■空き家所有者・管理者向け相談会（資料2－3参照）

空き家の適切な管理や有効活用を支援するため、

空き家の所有者・管理者を対象とした無料相談会を年に3回開催しています。

（令和6年度実績）

第1回 8名

第2回 8名

第3回 12名

**横須賀市**

**参加費
無料**

空き家所有者・ 管理者向け相談会

横須賀市内にある空き家の所有者、管理者が対象の相談会です。
空き家の処分や管理などに関するお悩みや疑問に不動産事業者、
司法書士、建築士などの専門家から直接アドバイスが受けられます。
お気軽にご相談ください！



開催日時
2025年
7月14日 月
14:00～16:00

会場
横須賀市役所正庁
(本館5階)

定員
先着12組（定員に達し次第締切）

申込
令和7年7月4日（金）まで

協力機関・団体

- 公益社団法人 神奈川県不動産取引業協会 横須賀三浦支部
- 公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部横須賀支部横須賀ブロック
- 神奈川県司法書士会 横須賀支部
- 神奈川県土地家屋調査士会 横須賀支部
- 一般社団法人 横須賀建設業協会
- 一般社団法人 神奈川県建築士会 横須賀支部
- 一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 横須賀支部
- モース設計連合会横須賀会
- 東京地方税理士会 横須賀支部
- 一般社団法人 神奈川県不動産鑑定士協会

◆相談者の連絡先などの個人情報は適切に管理し、個人が特定できる情報は、相談員や関係団体へは伝えません。相談会場で使用する相談票には相談者のお名前と空き家の情報を記載します。

ご予約・お問い合わせ
横須賀市役所 都市部 まちなみ景観課
空き家管理支援担当

☎ 046-822-8087
受付時間/月～金曜日 8時30分～12時、13時～17時

**片づけの一步を踏み出そう！**

自宅と実家の片づけ相談会



モノを片づけたい

- ・どこから片づけていいかわからない
- ・一人で片づけられない

相続や家の権利などが心配

- ・相続の手続きで何から始めればいいの？
- ・実家の権利関係を調べたい

空き家になってしまったら・・・

- ・空き家の管理をどこに頼めばいいかわからない
- ・空き家を処分するにはどうすればいい？

空き家になるのを防ぐために自宅や実家を片づけたいと考えている方を対象に、実家片づけアドバイザーが相談会を実施します。

日時 令和7年7月14日（月）14:00～16:00
会場 横須賀市役所正庁（本館5階）
対象 自宅か実家が横須賀にある方
定員 先着5組（1組約20分）

お気軽にご参加下さい。

**※予約不要
当日受付**

同時開催 空き家所有者管理者向け相談会（完全予約制）
空き家の処分や管理などに関するお悩みや疑問に不動産事業者、司法書士、建築士などの専門家から直接アドバイスが受けられます。


詳細はこちら

主催
横須賀市役所 都市部 まちなみ景観課
空き家管理支援担当 ☎046-822-8087

協力団体
一般社団法人 実家片づけ整理協会
ホームページ: <https://jikka-katazuke.jp/>
お問い合わせ: office@jikka-katazuke.jp